

学校法人日本歯科大学  
日本歯科大学東京短期大学  
機関別評価結果

平成 29 年 3 月 10 日  
一般財団法人短期大学基準協会

## 日本歯科大学東京短期大学の概要

設置者	学校法人 日本歯科大学
理事長	中原 泉
学 長	小口 春久
A L O	池田 利恵
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日
所在地	東京都千代田区富士見二丁目 3 番地 16 号

<平成 28 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
歯科技工学科		35
歯科衛生学科		70
	合計	105

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	歯科技工学専攻	5
専攻科	総合技工学専攻	8
専攻科	歯科衛生学専攻	10
専攻科	口腔リハビリテーション学専攻	5
	合計	28

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

日本歯科大学東京短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、平成 29 年 3 月 10 日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

平成 27 年 7 月 1 日付で当該短期大学からの申請を受け、本協会は第三者評価を行ったところであるが、評価の結果、当該短期大学は、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

当該短期大学の建学の精神は、「自主独立」で、建学の目的は「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」である。この建学の精神と目的を具現化する教育理念を別に定め、さらに教育目標を 10 項目掲げ、歯科医療スペシャリストの人材育成を目指している。建学の精神、教育目的・目標は、学内外に公表するとともに定期的に点検している。

建学の精神に基づいて、当該短期大学の学習成果は示されている。学習成果の査定は、国家試験の合格率、全国模擬試験、各科目の成績評価、臨床臨地実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価等で行われている。科目ごとの学習成果は、シラバスに明確に示され、定期試験、追試験、再試験の方法で査定され、試験結果によって到達目標及び試験方法の適否が判断され、教育の質が保証されている。各教員は教育の質を保証するために、毎年、授業評価の結果を授業の改善に取り入れている。自己点検評価活動は規程に基づき、自己点検実施委員会を設置し、自己点検・評価報告書を毎年作成し公表している。その結果を受け、教育課程の見直しなどを行うとともに、全教職員が自己点検・評価活動に関わり、教育の質の向上に活用している。

学位授与の方針は、歯科技工士、歯科衛生士国家資格の取得に直結する単位を修得することであり、これらの資格は社会的通用性が認められる。教育課程編成・実施の方針に基づき、教育課程は体系的に編成されている。入学者受け入れの方針は、学習成果に対応して明確に定められている。全ての入学試験に面接を課している。入学時には出身高等学校の調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果を把握している。就職先に対する学習成果の調査が実施されており、短期大学並びに学生に対する意見や要望を真摯に受け止め、更に社会から求められる優秀な人材育成を目指している。

定期的に学生による授業評価が実施され、その結果を全教員にフィードバックし授業作りに役立てている。授業担当者間で意見交換や FD 活動を通して授業・教育方法の改善に取り組んでいる。事務職員は SD 活動を通して学生支援に貢献している。また、図書館の利便性を向上させるとともに学内 LAN やコンピュータの利用を促進し、学生支援を行っ

ている。就職や進学の進路については全教員がキャリアサポート委員会と連携し、支援している。各種の入学者選抜は、入学者選抜委員会において公平かつ公正に実施している。入学予定者には入学前に就学説明会を実施し、入学後には大学生活を円滑にするためオリエンテーションを行っている。

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数、教授数を充足し、教員の専門性を生かして配置されている。教員は各学科の教育活動に関連する学会、紀要及び学術雑誌等において研究成果を発表し、科学研究費補助金に継続して申請し採択もされ、地方自治体等との共同研究で研究助成金の交付を受けている。事務組織は、職務権限に関する諸規程において責任体制は明確にされている。火災等の災害対策・防犯対策に加え、コンピュータのセキュリティ対策も講じられている。キャンパスは、併設大学と校地・校舎を共有し、短期大学設置基準を充足している。パソコンルームのパソコンは併設大学と共用で整備され、パソコンは、十分な台数が整備され、自主学習可能な環境が整備されている。

学校法人全体及び短期大学部門の事業活動収支は、過去 3 か年支出超過であるものの、収支は改善してきている。運用資産として潤沢な金融資産を保有していて財政基盤は安定している。

理事長は建学の精神及び教育理念・目的をよく理解し、リーダーシップを適切に発揮している。理事会は、寄附行為の規定に基づき、理事長が招集し学校法人の意思決定機関としての役割を果し、理事長及び理事の職務の執行を監督している。

学長は、建学の精神に基づき教育や研究を推進し、教育の質保証と向上のため不断の努力を続けている。教授会は、学則に従って学長が招集し開催されている。

監事は、各自の経歴を生かして学校法人の業務及び財産状況の監査を適宜行い、理事会に出席して意見を述べ、監査報告書を作成している。評議員会は、寄附行為にのっとり、理事の定数の 2 倍を超える評議員によって組織され、適切に運営されている。また、中・長期計画に基づいた事業計画と予算は、評議員会への諮問の後、理事会において決定されている。

資産及び資金は、担当理事、監事及び公認会計士の指導により、安全かつ適正に管理されている。教育情報及び財務情報は、公表・公開されている。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、当該短期大学の個性を尊重し、その向上・充実を図る観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は当該短期大学の以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準 I 建学の精神と教育の効果

[テーマ B 教育の効果]

- 学習成果の定期的な点検は、国家試験の合格率、全国模擬試験、各教科の成績評価や学外実習先、臨床実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価（ステークホルダー調査結果）等、多くのデータを用いて行っている。また、点検結果に迅速に対応する態勢も整っている。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ B 学生支援]

- 歯科技工士国家試験受験資格の取得、歯科衛生士国家試験受験資格の取得に加え、上級救急救命の資格取得の機会を設けている。また、歯科衛生学科では介護職員初任者研修を実施し、社会のニーズに対応できるよう育成に取り組んでいる。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 専任の事務職員は、通常の事務に関する能力以外に、秘書、心身健康アドバイザー、訪問介護員 2 級（現：介護職員初任者研修）、歯科助手、図書館司書の資格を有し、教員とともに学生に対する教育活動の支援にあたっている。

**(2) 向上・充実のための課題**

本協会は以下に示す事項について、当該短期大学が改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

**基準Ⅱ 教育課程と学生支援**

[テーマ A 教育課程]

- シラバスに具体的な評価方法や評価基準の割合を明示するなど、学生に理解しやすいシラバスの整備が望まれる。

**基準Ⅲ 教育資源と財的資源**

[テーマ A 人的資源]

- 事務決裁規程において、専決事項が規定されていないものがある。前回の第三者評価において指摘された事務決裁規程の一部は改善されたが、さらなる整備が望まれる。

**(3) 早急に改善を要すると判断される事項**

以下に示す事項は、問題・課題などが深刻であり、速やかな対応が望まれる。

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

当該短期大学の建学の精神は、「自主独立」で、建学の目的は「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」である。教育目的は、歯科技工学科・歯科衛生学科それぞれが明確に示し、教育目標を10項目掲げ、歯科医療スペシャリストの人材育成を目指している。建学の精神・目的、教育目的・目標は、ウェブサイト、学生便覧、シラバス、大学案内を通して学内外に表明するとともに定期的に点検している。

建学の精神に基づいて当該短期大学の学習成果は示されているが、学科ごとの学習成果が明確ではない。学科ごとの三つの方針「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」、「入学者受け入れの方針」は、平成28年度に策定している。学習成果はウェブサイト、学生便覧、シラバス、大学案内等を通して学内外に表明されている。学習成果の査定は、国家試験の合格率、全国模擬試験、各科目の成績評価、臨床臨地実習先からの評価、卒業生の就職先からの評価等で行われ、点検結果に迅速に対応している。科目ごとの学習成果は、シラバスに明確に示され、定期試験、追試験、再試験の方法で査定され、試験結果によって到達目標及び試験方法の適否が判断され、教育の質が保証されている。各教員は、教育の質を保証するために、毎年、授業について創意工夫を凝らすとともに、学生による授業評価の結果を授業改善に取り入れている。

自己点検評価活動は規程に基づき、自己点検実施委員会を設置し、自己点検・評価報告書を毎年作成し、公表している。自己点検・評価の結果を受け、教務委員会で教育課程の見直し、学生委員会で学生指導の見直しを行うとともに、全教職員が自己点検・評価活動に関わり、教育の質の向上のために活用している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

学位授与の方針は、歯科技工士、歯科衛生士国家資格取得に直結する単位を修得することであり、これらの資格は社会的な通用性が認められる。

教育課程編成・実施の方針は、学位授与の方針に対応し明確である。教育課程は、建学の目的である「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」に従い、体系的に編成されている。なお、シラバスに具体的な評価方法や評価基準の割合を明示するなど、学生に理解しやすいシラバスの整備が望まれる。

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応して明確に定められている。全ての入学試験に面接を課している。入学時には出身高等学校の調査書の提出を必須とし、入学前の学習成果を把握するとともに、受け入れの方針に適応しているかの確認を行っている。

学習成果の査定では、歯科技工士・歯科衛生士国家資格取得によって、学習成果の実際的な価値が保証されている。歯科技工学科及び歯科衛生学科では、歯科技工の技術に関する測定、臨床における重要な歯科診療補助業務を想定したシミュレーションテストを行い、学習成果の測定を行っている。就職先に対する学習成果のステークホルダー調査が実施されており、短期大学並びに学生に対する意見や要望を真摯に受け止め、更に社会から求められる優秀な人材育成を目指している。

教員は、学位授与の方針に対応した成績評価基準により、学習成果を評価するとともに獲得状況を適切に把握している。定期的に学生による授業評価が実施され、その結果を全教員にフィードバックし、効率のよい授業作りに役立てている。授業内容について授業担当者間で意見交換やFD活動を通して授業・教育方法の改善に取り組んでいる。事務職員は各委員会において学習成果の獲得状況を把握し、SD活動を通して学生支援に貢献している。また、学習成果の獲得に向けて、図書館の利便性を向上させるとともに学内LANやコンピュータの利用を促進し、学生支援を行っている。基礎学力が不足する学生には補習授業や個別指導を行うなどの学習支援を行っている。

学生の生活支援は、学生委員会とキャリアサポート委員会が行っており、就職や進学の見込みについては全教員がキャリアサポート委員会と連携し支援している。

入試に関する広報活動は、入学者選抜委員会と広報委員会が担当し、各種の入学者選抜は、入学者選抜委員会において公平かつ公正に実施している。入学予定者には入学前に就学説明会を実施し、入学学生に対して、入学後の大学生活を円滑にするためオリエンテーションを行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準に定める教員数、教授数を充足し、教育課程編成・実施の方針に基づき、教員の専門性を生かして配置されている。教員の採用等人事に関する取り扱いは各種規程に基づいて適正に運営されている。教員は各学科の教育活動に関連する学会、紀要及び学術雑誌等において研究成果を発表し、科学研究費補助金に継続して申請し採択され、地方自治体等との共同研究で研究助成金の交付を受けている。FD・SD活動は全学的に行われ、その成果は各委員会活動に反映している。

前回の第三者評価において指摘された事務決裁規程において、専決事項が規定されていないものがある。火災等の災害対策・防犯対策に加え、コンピュータのセキュリティ対策も講じられている。SD活動は、SD推進委員会規程のもと学内ワークショップ並びに外部の研修会に参加し、教員とともに能力の向上に努め、学習成果の向上のため関連部署と連携して行われている。学習成果は教務委員会と学生委員会で定期的に検討され、全ての教職員に周知徹底している。教職員の就業については、諸規程が整備され適正に行われている。

キャンパスは、併設大学と校地・校舎を共有し、短期大学設置基準を充足している。運

動場及び図書館、体育館、臨床実習室等も共有であり、使用のために綿密な協議がされ、有効に活用されている。施設・設備、機器・備品等は、諸規程に基づき整備・点検され、年度計画に沿って更新、改善等がされ、維持管理も規程等に基づいて適切に行われている。パソコンルームのパソコンは併設大学と共用で整備され、パソコンは、十分な台数が整備され、自主学習可能な環境が整備されている。

火災等の災害対策、防災対策については、防災マニュアルが整備され、全学生、全教職員に防災ハンドブックを配付し対策を講じている。消防法に基づき、避難訓練を実施している。全教職員が携帯電話番号を登録して非常事態時の安否確認を行うシステムに参加し、さらに、法人独自に新型インフルエンザ対策ガイドラインを作成するなど万全を期している。

学校法人全体の事業活動収支は、過去3か年支出超過であるものの、支出超過の要因を分析し、経費の削減にも取り組んだことから、収支は改善してきている。短期大学部門の事業活動収支も、収容定員を充足しているにもかかわらず過去3か年支出超過であるが、運用資産として潤沢な金融資産を保有していて財政基盤は安定している。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は創立の理念に鑑み、建学の精神「自主独立」及び建学の目的「心・技・体が調和した人間性豊かな歯科医療スペシャリストの育成」達成のため、学校法人の運営全般について、リーダーシップを適切、適正に発揮している。理事会は、寄附行為の規定に基づき、理事長が招集し学校法人の意思決定機関としての役割を果たすため必要な決議を行い、理事長及び理事の職務の執行を監督している。理事長は、毎会計年度終了後2か月以内に監事及び公認会計士の監査を受け、理事会の議決を経た決算並びに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。

学長は、人格が高潔で、学識に優れ、かつ大学運営に見識を有している。建学の精神に基づいて教育や研究を推進し、教育の質保証と向上のため不断の努力を続けている。教授会は、学則に従って学長が招集し開催されている。学長は教授会のもとに各種委員会を設置し、それぞれの委員会が規程に基づき適切に運営されている。

監事は、各自の経歴を生かして学校法人の業務及び財産の状況の監査を適宜行い、理事会に出席して意見を述べ、監査報告書を作成して毎会計年度終了後2か月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為にのっとり、理事の定数の2倍を超える評議員によって組織され、適切に運営されている。また、中・長期計画に基づいた事業計画と予算は、評議員会への諮問の後、理事会において決定されている。

資産及び資金は、関連規程に従い、適切な会計処理に基づいて記録され、担当理事、監事及び公認会計士の指導により、安全かつ適正に管理されている。

教育情報及び財務情報は、学校教育法施行規則や私立学校法の規定に基づき公表・公開されているが、ウェブサイトで公表されている教育情報については、閲覧者により分かりやすい方法等の検討が望まれる。



## 選択的評価結果

本協会は、短期大学の個性を伸長させることを目的として、「教養教育の取り組み」、「職業教育の取り組み」、「地域貢献の取り組み」という三つの選択的評価基準を設けている。これらの三つの取り組みは4基準にも含まれているが、各短期大学の取り組みの特色がより鮮明になるよう、4基準とは別に設定した。

選択的評価は個々の短期大学の希望に応じて実施し、課外活動も含め、それぞれの独自性が一層発揮されるよう当該短期大学の取り組みの達成状況等について評価を行った。

## 職業教育の取り組みについて

### 総評

学則に職業教育（歯科技工士、歯科衛生士）の教育目的を明確に定め、その役割すなわち国民の保健医療の向上に寄与することと定めている。また、歯科技工士並びに歯科衛生士の役割・機能・分担を明記している。

この職業教育を将来の担い手となる高校生に理解してもらうため、歯科技工学科では「出前講義」や「出張講義」などのキャリア教育を実施している。また、オープンキャンパスでは、職業内容にとどまらず、その意義を説明するとともに体験教育を通して理解を深める取り組みをしている。高校生を対象にした「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」（独立行政法人日本学術振興会）が5年連続採択され、実験と講義を通して基礎科学を体験する機会を設けている。「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト（講座型学習活動支援）」（独立行政法人日本学術振興会）に採択され、中学生を対象に基礎実験を通して口腔の健康の大切さや健康生活習慣について理解を深めることを行っている。

日本歯科大学附属病院において、歯科技工学科は歯科技工実習を行い、歯科衛生学科では臨床臨地実習を行い、職業教育の充実を図っている。

歯科衛生学科では、同窓会が主体となるリカレント教育（講演と実習）のみなづき会研修会を毎年開催し、学び直し教育（リカレント教育）に貢献している。

両学科ともに関係する学会に所属し、研究活動のみならず教育の改善のため活用している。また、全国歯科技工士教育協議会、全国歯科衛生士教育協議会において教員が、他校の教員指導に従事し、全国の歯科技工士・歯科衛生士の教育レベル向上に貢献している。

職業教育の効果を国家試験合格率、臨床臨地実習先からの評価、就職状況、就職先からの評価等から、測定するとともに評価を毎年行っている。

### 当該短期大学の特色が表れている取り組み

○ 歯科技工学科では高校生への「出前講義」や「出張講義」を実施し、歯科技工士の紹介や社会での役割を周知している。

高校生を対象とする「ひらめき☆ときめきサイエンス～ようこそ大学の研究室へ～KAKENHI」や、中学生を対象とする「サイエンス・パートナーシップ・プロジェクト

(講座型学習活動支援)」を開催し、口腔の健康の大切さなどの理解を深める取り組みをしている。

- 卒業後の学び直し教育として、同窓会主催のみなづき会研修会を開催し、卒業生のみならず他校の卒業生にも門戸を開き、リカレント教育に貢献している。

## 地域貢献の取り組みについて

### 総評

歯科医療従事者の養成を担う短期大学として、地域社会と連携を持つことの重要性を認識し、歯科医療、歯科疾患予防分野における国民の健康増進を目的として、千代田区報やウェブサイトで広く参加者を募集し、公開講座等を開催し社会的活動に積極的に取り組んでいる。

歯科衛生学科では、東京都内の小学校・中学校での歯科衛生教育とフォローアップ指導を実施するとともに、歯の衛生週間プログラムへの学生参加を促している。小学校では、1年生から6年生までの全学童を対象にし、中学校では、1年生の全生徒を対象に、歯と口腔に関する健康教育を行った。

台東区内の特別養護老人ホームでは、学生は専任教員とともに毎月定期的に入所者の口腔ケアを実施し、口腔のみならず施設内の清掃等、入所者の日常生活にも目を向けたボランティア活動を行っている。また、足立区区民対象、保健所主催の「足立区健康フェスタ」に、専任教員とともに参加し、会場の東京電機大学内の設営や区民の行事への参加誘導等、ボランティア活動を行った。

### 当該短期大学の特色が表れている取り組み

- 区報とウェブサイトで広く参加者を募集し、公開講座を開催し国民の健康増進を目的とした社会的活動に積極的に取り組んでいる。
- 定期的に特別養護老人ホームを訪問し、専任教員と学生が入所者の口腔ケアを実施するとともに施設内の清掃等、入所者の日常生活にも目を向けたボランティア活動を行っている。